

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 1月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	雑用水系取水設備除塵装置洗浄ポンプ供給弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
2	4号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系熱交換器(B)空気抜き弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	安全処置装置(ソフトロジックアイソレーション装置)ディスプレイにおいて、映像不良(ディスプレイ液晶画面に何も表示されない)が認められたため、当該ディスプレイを交換。なお、当該設備は保全作業時のみ使用の為、通常の廃棄物処理に支障なし。	GIII	